

民法ライブ講義を無料体験！

重要科目「民法」を無料でお試し体験

実際に司法書士試験で出題された問題を解いてみよう！

【平 17-23】

A B 夫婦間には子 C 及び D がおり、D E 夫婦間には子 F 及び G がいる。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア D が相続により利益を得ようと考えて A を殺害して刑に処せられた場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。

イ A が死亡した当時、D が既に死亡しており、G が胎児であった場合には、A の相続人は、B、C 及び F である。

ウ F が死亡した当時、B、D 及び E がいずれも死亡していた場合には、F の相続人は、G である。

エ A が死亡した後に、D が相続の放棄をした場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。

オ A 及び D が同乗する自動車の事故によりいずれも死亡したが、両名の死亡の前後が不明であった場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

まず、肢ウは相続の順番が分かれば誤りだと分かる。

【解説】

ウ 誤り

被相続人の子またはその子の代襲者がいない場合、被相続人の直系尊属（第2順位）・被相続人の兄弟姉妹（第3順位）が相続人となる（民§889Ⅰ）。本肢においては、Fが死亡した当時、Fの父母であるD・Eおよび2親等の直系尊属である祖父母Bが死亡しているが、祖父母Aは生存している。したがって、Fの相続人は、Aのみとなり、Fの兄弟姉妹であるGはFの相続人とはならない。

次に、肢イを見てみよう。「胎児」も相続人となれることは学習した。

そうすると、Gも「代襲相続人」になれる。

【解説】

イ 誤り

被相続人の子が、相続開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる（民§887Ⅱ本文）。また、胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす（民§886Ⅰ）。本肢においては、Aの死亡により、Aの配偶者Bおよびその子C・Dが相続人となるところ、Aが死亡した当時、Dが既に死亡しているため、Dの子F・GがDを代襲してAの相続人となる。GはAが死亡した当時、胎児であったが、胎児は相続については既に生まれたものとみなされるため、Aの相続人となることができる。したがって、Aの相続人は、B、C、FおよびGとなる。

最後に、肢エを試みる。

相続を「放棄」した場合、その者の子は代襲相続できなかったことを思い出す。

【解説】

エ 誤り

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされ（民§939）、代襲原因とはされていない。本肢においては、Aの死亡により、Aの配偶者Bおよびその子C・Dが相続人となるところ、Aが死亡した後、Dが相続の放棄をしている。相続の放棄は代襲原因ではないため、Dの子F・GはAの相続に関してDを代襲することはない。したがって、Aの相続人はBおよびCとなる。

イ、ウ、エが誤りと判断できると、必然的にアとオは正しいということになる。
正しいものを選ぶ問題であるから、正解は2となる。

参考として、アとオの解説を見てみよう。

【解説】

ア 正しい

被相続人の子は、相続人となり（民 § 887 I）、被相続人の配偶者も常に相続人となる（民 § 890 前段）。一方、故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために刑に処せられた者は、相続人となることができない（民 § 891①）。そして、被相続人の子が、民法 891 条の相続欠格事由に該当することによりその相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる（民 § 887 II 本文）。本肢においては、A の死亡により、A の配偶者 B およびその子 C・D が相続人となるところ、D は、A を殺害して刑に処せられたことにより相続欠格事由に該当するため A の相続人とはならない。もっとも、D には子 F および G が存在するため、D の子 F・G が D を代襲して A の相続人となる。したがって、A の相続人は B、C、F および G となる。

オ 正しい

数人の者が死亡した場合において、そのうちの 1 人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定される（民 § 32 の 2；同時死亡の推定）。同時死亡の推定が働く場合、同時死亡者相互の間には相続関係は生じないが（同時存在の原則）、同時死亡は民法 887 条 2 項にいう「相続の開始以前の死亡」に含まれるため、代襲相続は生じることになる。本肢においては、A の死亡により、A の配偶者 B およびその子 C・D が相続人となるところ、A および D が同時に死亡したものと推定される結果、両者間では相続が生じず、D は A の相続人とはならない。しかし、代襲相続は生じるため、D の子である F・G は D を代襲して A の相続人となる。したがって、A の相続人は B、C、F および G となる。